

第十六回 農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会会議録第二号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)午前  
十時五十二分開会

出席委員

衆議院側

議長 坪川 信三君  
副議長 吉川 久衛君  
渡邊 良夫君 平野 三郎君  
足立 篤郎君 金子與重郎君  
足鹿 覺君 川俣 清音君

参議院側

議長 片柳 眞吉君  
副議長 宮本 邦彦君  
佐藤清一郎君 関根 久藏君  
寺尾 豊君 河野 謙三君  
清澤 俊英君 白井 勇君  
戸叶 武君 松浦 定義君

委員外出席者

國務大臣

農林大臣 保利 茂君  
衆議院事務局側  
参事(委員部長) 山崎 高君  
参議院事務局側  
参事(委員部長) 宮坂 完孝君  
常任委員 安永城敏男君  
会専門員

本日の会議に付した事件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案

会議

○議長(坪川信三君) これより農業災害補償法の一部を改正する法律案の両院協議会を開きます。

国会法第九十条により、本日の議長は私が勤めますから、よろしく願ひ

いたします。なお、協議委員及び協議会の事務を掌理する職員以外のかたがおられましたら、御退席を願ひます。

昨日に引続き御協議を願ひたいと存じますが、早急に結論を得ますよう、懇談の形で協議を進めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坪川信三君) 御異議ないようですから、これより懇談会に移ります。

午前十時五十三分懇談会に移る

午前十一時十一分懇談会を終る  
○議長(坪川信三君) これにて懇談会を閉じまして、再開をいたします。

只今の懇談会で得ました結論について御報告を願ひます。足鹿君。

○足鹿君 今まで懇談をいろいろといたしました結果、衆議院側としまして、参議院の御主張に同意すること、に大体態度をきめました。つきましては、昨日来の両院協議会の公式の会議、或いは懇談等の際におきまして、その根本的な考え方については、両院とも寸毫も食い違ひはないということは一応確認されているわけでありまして、問題は、その根本的な農業災害補償制度に対する基本的な態度そのものに変わりはないということに皆さんがひとしく、よく御確認になったこととでありますので、この際、法案の内容を若干いじり廻すというふうな姑息な態度はやめまして、参議院側の御主張に一応同意をいたし、なお、今後この

両院の完全に意見の一致した災害補償制度の抜本的な改廃の問題については、更に御提案を申上げて、申合せを行い、その申合せに對しましては、幸い、農林大臣も御出席のようでございますから、御所信を承り、政府の基本的な態度を明かにして頂いて、問題を出済させしめたい。かように考えますので、お諮りを頂きたいと思ひます。

○議長(坪川信三君) 只今の足鹿議員の御意見に對して何か御発言ございせんか。

別に御発言もないようですから、採決いたします。先刻の御報告の通り、参議院議決案を協議会の成案とするに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長(坪川信三君) 起立総員、よつて本協議会の成案は参議院議決案通りとするに決しました。

○議長(坪川信三君) 次に、先刻足鹿君から提出されました申合せの件についてお諮りいたします。

○足鹿君 それでは、先刻の私たちの考へ方については、参議院の各位も完全に、御同意を頂きましたので、改めて申合せの案文を申し上げますので、お諮りを頂いて御決定願ひたいと存じます。朗読をいたします。

申合せ

農業災害補償法は、実施以来五年を経過したが、その制度の根本的な欠陥と運営上宜敷きを得ず、農民の要望に応え難き実情に鑑み、両院協議

会は、左記により農業災害補償制度の行詰りに對し抜本的検討をなすことを申合せする。

記

一、農業災害補償制度に就ては、その抜本的改廃の必要であることを確認する。

二、政府は、昭和二十九年産水稻を目的として制度の根本的改廃を行い、農業災害補償に對し完全なる施策を講ずること。

三、衆参両院は、農業災害補償制度の完べきを期するため閉会中も尚その調査を継続し検討すること。

昭和二十八年七月二十四日  
以上であります。

○議長(坪川信三君) 只今の申合せを行ひに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坪川信三君) 御異議なければその通り決しました。それ、各院に併せ報告することにいたしたいと存じます。

なおこの際、只今の申合せに關し、農林大臣の所見を承りたいと存じます。農林大臣保利茂君。

○國務大臣(保利茂君) 農業災害補償制度におきましては、今回の改正法案御審議の過程におきまして、両院の御意見もそうでありましたように、政府といたしましては、根本的に検討しなければならぬ必要を感じていたのでございまして、然らば根本的に改革する新制度を昭和二十九年産から実施できますか否かは、それ、両院において

小委員会を設けて御検討を願つておられる問題の結論の如何にもかかつて来ると存するのでございしますが、御検討の結果、又政府も検討いたしました結果、改正中には二十九年産から直ちに実施いたし得る問題もあるかと存じます。又問題によりましては、多少の準備期間を要するものも出て来るかと存じておりますけれども、いずれにいたしまして、農業災害補償制度の根本的検討を政府といたしまして、真摯に検討をいたす所存でございます。

○議長(坪川信三君) 只今の保利農林大臣の発言を了承することにいたします。本協議会の任務はこれにて終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前十一時十九分散会

賛成者数及び氏名 十七名  
吉川 久衛君 渡邊 良夫君  
平野 三郎君 足立 篤郎君  
金子與重郎君 足鹿 覺君  
川俣 清音君 片柳 眞吉君  
宮本 邦彦君 佐藤清一郎君  
関根 久藏君 寺尾 豊君  
河野 謙三君 清澤 俊英君  
白井 勇君 戸叶 武君  
松浦 定義君

農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案  
参議院議決の通りとする。

昭和二十八年八月六日印刷

昭和二十八年八月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局